

申請前に必ずご確認ください

令和 7 年度鎌ヶ谷市空き店舗活用補助金募集要項

市内商店街における空き店舗対策の一環として、商店街の空き店舗を活用し、集客に役立つ施設及び店舗の開店等、賑わいの創出を図るために店舗改装費等の一部を補助し、出店しやすい環境を整備します。

対象事業

商店会の集客やイメージアップに有効な小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業で、鎌ヶ谷市空き店舗活用補助金交付要綱第 3 条第 1 号及び第 2 号に該当しないもの。

※対象事業の詳細は、事前協議等の際にご確認ください。

対象者・補助要件・補助率（上限額）

対象者	空き店舗を賃借して出店する個人又は法人 ※「市外在住の個人」及び「市外を本店所在地とする法人」による FC 方式の出店は対象外。
主な補助要件	・出店に際して法律に基づく資格を有すること又は開業までに有する見込みであること ・2 年以上継続して営業すること（交付決定日から） ・週 40 時間以上の営業が見込まれること ・鎌ヶ谷市商工会及び指定商店会に入会すること（交付決定日から原則 5 年以上在会すること） ・市民税又は法人市民税を滞納していないこと ・活用する空き店舗の所有者が親族でないこと ・現に市内の店舗に出店している場合、交付決定日から 1 年間は、当該市内の店舗を空き店舗としないこと ・事業の着手前に申請を行うこと ・年度内に営業を開始する見込みがあること ・申請者が補助対象事業について、本市以外が実施する空き店舗の活用に係る補助金や助成金等を受けていないこと（補助対象経費が重複しない範囲で鎌ヶ谷市コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業補助金との併用は可能） ・空き店舗を専ら事務所又は倉庫として利用する事業でないこと ・公序良俗に反する事業その他市長が不適当と認める事業でないこと
補助率（上限額）	対象経費の 2 分の 1 以内（上限 70 万円、千円未満の端数は切り捨て） ※「消費税等税の性質を有するもの」、「振込手数料」、「ポイント利用分」は補助対象外。

(1) 空き店舗の定義

全ての条件を 満足すること	①本市の区域内に所在する店舗であること ②過去に店舗として営業していた実績があること ③「直近で営業していた店舗の閉店日」から「申請者が賃貸借 契約を締結した日」まで3月以上営業が行われていないこと ④地上1階又は2階に所在する店舗であること ⑤大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第 2項に規定する大規模小売店舗に該当しない店舗であること
------------------	--

※市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2第1項及び第18条の2第1項などに基づく用途地域を定めており、地域によっては店舗の立地が制限される場合や業種によっては対象とならない場合等があります。

(2) 指定商店会（令和7年5月1日現在）

① 東武鎌ヶ谷駅西口商店会
② 大仏商店会
③ 鎌ヶ谷さんちく会
④ すずらん通り商店会
⑤ ダルマ商店会
⑥ グリーン通り商店会
⑦ 鎌ヶ谷市中央商店会
⑧ 東中沢商店会
⑨ くぬぎ山いちょう通り商店会
⑩ 井草商店会
⑪ 大仏南通り商店会
⑫ 新鎌ヶ谷ふれあいまちづくり協同組合

(3) 対象経費 ※発注等の際は、市内事業者を選定するよう努めてください。

店舗改装費等	① 内装工事に要する経費 ② 外装工事に要する経費 ③ 給排水衛生設備工事に要する経費 ④ 空調設備工事に要する経費 ⑤ サイン工事に要する経費 ⑥ 電気照明工事に要する経費 ⑦ 備品（店舗開店にあたり必須となる1万円を超えるもの）購入費
--------	---

(4) 補助回数

1 補助対象者につき、当該年度中1回限りです。

申請期間・申請方法等

(1) 申請期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 8 年 1 月 15 日（木）まで

※補助金の枠が無くなり次第終了となります。

※申請前に事業に着手した場合は、補助の対象となりません。

(2) 申請方法

令和 8 年 1 月 15 日（木）までに、(3) の申請書類・添付書類を商工観光課へ直接持参してください。受付時間は、月～金曜日（祝日・年末年始除く）の 8 時 30 分～17 時 00 分（12 時～13 時を除く）までです。なお、書類提出時に内容確認を行うので時間に余裕をもってお越しください。

※申請の際は、事前に商工観光課へご連絡ください。

※令和 8 年 2 月末までに、工事等及び経費の支払いを完了してください。

(3) 申請書類

▶鎌ヶ谷市空き店舗活用補助金交付申請書（第 1 号様式）

▶事業計画書（第 2 号様式）

※千葉県産業振興センターの確認を受けていることが必要です。

（添付書類）

▶市民税又は法人市民税に係る納税証明書

▶見積書等経費の内訳が分かる書類の写し

▶改装前の外観・内観の写真

▶賃貸契約書の写し

▶空き店舗の位置図、平面図

▶住所を確認できるものの写し（申請者が個人の場合に限る）

▶定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人の場合に限る）

▶特許、認証、資格等の写し

※申請書等の様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/syoukoushinkou/akitenpohoiyo.html>

補助事業の決定

市が審査の上、申請者に対して、交付（不交付）決定通知書を送付します。

実績報告書・交付請求書の提出

令和８年２月末までに工事等及び経費の支払いを完了の上、（市から送付する）鎌ケ谷市空き店舗活用補助金実績報告書（第６号様式）及び添付書類（領収書の写しや写真等）を、支払い完了日から２０日以内に提出してください。

実績報告書を市で審査し、適当と認めた際は、鎌ケ谷市空き店舗活用補助金確定通知書（第７号様式）を送付します。

補助金額の確定をもって、（市から送付する）鎌ケ谷市空き店舗活用事業補助金交付請求書（第８号様式）を提出してください。

※領収書等に消費税額の記載がない場合の内訳は、発行元に確認してください。

補助金交付決定者へのフォローアップ

フォローアップの一環として、以下の事業をご案内しております。

①鎌ケ谷市で実施する「創業支援セミナー」及び「個別相談会」

※本補助金を活用して創業した方は、翌年度以降、市が開催する創業支援セミナー等の交流会への参加をお願いします。

②よろず支援拠点サテライト相談所（鎌ケ谷市役所で年４回程度開設）

③鎌ケ谷市商工会で実施する各種経営相談窓口

注意事項等

（１）事業が変更や中止となる場合は、速やかに鎌ケ谷市空き店舗活用補助金に係る事業変更・中止申請書（第４号様式）を提出してください。

（２）事業の実施にあたり、鎌ケ谷市空き店舗活用補助金交付要綱に違反したとき、虚偽や不正な手段により補助金の交付を受けたとき、その他市長が補助金の交付について不適当と認めた際には、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

（３）本募集要項に記載のない事項については、鎌ケ谷市空き店舗活用補助金交付要綱をご確認ください。

（４）翌年度及び翌々年度に実施する「実績報告会」への出席及び本補助事業のPRをお願いします。

【お問い合わせ】

鎌ケ谷市 市民生活部 商工観光課 商工観光係

〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷２－６－１

電話：047-445-1240 FAX：047-445-1400

E-mail：syoukou@city.kamagaya.chiba.jp